事例No.	2185
公表年度	R4
団体の属性	一般市
団体名	千葉県習志野市

事例区分	公会計

タグ	・歳入確保 ・組織改革 ・適切な資産管理

事例種類	適切な資産管理

事例内容・タイトル

未収債権の徴収体制の強化

出典

今後の地方公会計のあり方に関する研究会（第2回）

適切な資産管理（未収債権の徴収体制の強化）

【事例】未収債権の徴収体制の強化（千葉県習志野市）

背景・目的

○ 未収債権の種類毎に担当課が分かれる中で、全庁統一的な基準による徴収手続きが実施されていなかった。

○ 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化の必要性が認識されるようになった。

事例概要

○ 貸借対照表で市全体の債権額が改めて明らかとなり、未収債権の徴収体制の強化が行われた。

平成24年度貸借対照表（単体）

【資産の部】　（円）

債権	8,232,286,996
税等未収金	2,842,684,333
未収金	1,108,896,584
貸付金	4,544,682,918
その他の債権	6,675,480
貸倒引当金	▲270,652,319

※「平成24年度公会計白書(資料編)」に債権の種類毎の担当課作成資料を掲載

✓ 貸倒引当金を控除しても債権が82億円余りも存在している。

✓ その内訳は、市税、介護保険料、市営住宅使用料、給食費等、複数の担当課にまたがっている。

全庁的な取組体制の構築

① 債権管理条例の制定（H25.4.1）
- 全庁における債権管理の適正化、統一的な徴収手続きについて規定

② 債権管理課の設置（H25.4.1）
- 当該課において徴収困難事案を集中処理

③ 債権管理連絡会議の設置（H26.9.1）
- 関係各課における徴収の取組についての情報共有や連絡体制の構築

効果等

○ 貸借対照表によって市全体の債権額が「見える化」されたことを契機として、未収債権の徴収体制が強化された。

○ 貸倒引当金が財務書類に記載されることで、控除後の債権額が最低徴収目標となり、職員の取組意識が向上している。